



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 高橋亮一 『北方海域をめぐる国際政治史—明治期日本の海獣猟業—』 （日本経済評論社、2024年）                                  |
| Author(s)        | 醍醐, 龍馬; Daigo, Ryuma                                                              |
| Citation         | 北方人文研究, 18, 247-252                                                               |
| Issue Date       | 2025-03-25                                                                        |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/94498">https://hdl.handle.net/2115/94498</a> |
| Type             | departmental bulletin paper                                                       |
| File Information | 18_13_247-252_Daigo.pdf                                                           |



[書評]

高橋亮一  
『北方海域をめぐる国際政治史—明治期日本の海獣猟業—』  
(日本経済評論社、2024 年)

醍醐龍馬  
(大阪大学大学院法学研究科)

1. 本書の内容と構成

本書は、博士論文を提出し一年足らずで刊行されたまだ 29 歳の新進気鋭の研究者による力作である。本書の優れている面は、何よりも扱う時期の長さストーリーの新規性であり、明治期の日本が「北方海域」への海洋進出を強め、海獣資源をめぐる英米露がしのぎを削る多国間関係に参入していく過程がダイナミックに描かれる。

まず序章では、日本近現代史で海が等閑視されてきた理由を、国際政治や国際関係論の理論への無配慮によるとする。その上で、島国は海洋進出により自国の版図や経済空間を拡大したとする遠洋帝国論の枠組みを利用しながら議論を進めると述べる。著者は、「明治期日本の海洋進出の意義を論じ、過去に起きた資源獲得競争の解決過程や多国間連携の重要性、現在や未来における海洋資源の関わり方を考えていく一視点を本テーマにより提示したいとする。そして、分析手法として、日英米露がせめぎ合う北方海域に着眼し、ラッコ・オットセイ猟業を素材に、日英米露の史料を用いながら立論するとする。

第 1 章では、1867 年のアラスカ売却後の北方海域の秩序変化のなか、樺太千島交換条約に結実する国境問題に付随する領海問題に危機感を抱いた明治初期日本の外務省や開拓使、海軍省が、外国人密猟者を排除しようと軍艦警備や法令施行で試行錯誤する過程を描く。著者は、その一環で制定された密猟対策法令を「日本初の国際法に立脚した国内法令」と評する。

第 2 章では、1880 年代の日本による密猟問題の対応過程を英米露三カ国の動きと関連付けて考察した。具体的に当該期の日本は国内に密猟対策に関する法体系を確立したが領事裁判権に阻まれ外国人には適用できずその運用に失敗した。そうした中でベーリング海に発生した英米露猟業紛争は、日本を英米対立の中に巻き込むことになった。

第 3 章では、密猟対策法令だけでは外国人に十分な効力が発揮できない事態を受け、逆に日本人の海洋進出を促し密猟者を閉め出すべく猟虎臘肉贖法（1895 年）と遠洋漁業奨励法（1897 年）が制定されていく過程が描かれる。その帰結として日本が密猟問題を解決できたのは、自らが海獣猟業を行って外国人との自由競争を展開できたからだと論じている。

第 4 章では、漁業問題が日露間の対立軸になっていく過程が描かれる。樺太千島交換条約を根拠に実施された日本の漁業・猟業は、遠洋漁業奨励法により 1890 年代から操業範囲をオホーツク海やカムチャッカ半島へと広がり日露間に漁業紛争をもたらした。この問題はポーツマス条約に日本海を新たに含む漁業権の範囲を明文化することに繋がった。

第5章では、日露戦争中のラッコ・オットセイ猟業を取り上げ、日本が海獣猟業の奨励と海獣保護の両立を見直し、国際的な海獣保護に参加せざるを得なくなかった経緯を論じる。特にチュレニー島をめぐり、イギリスの海獣保護活動を代行した事実により、戦後は国際社会に配慮した海獣保護・猟業抑制へ方向転換していくしかなくなった。

第6章では、日露戦争後も猟業奨励を続ける日本が海獣保護を進める英米露三カ国との間で衝突した結果、国際協調を模索しながら海獣保護の枠組みに本格的に参加していく過程が跡付けられる。日清戦争・日露戦争を経た日本の国力増大に伴う海洋進出の激化に逆に自国の権益を脅かされ始めた英米露に国際協調を迫られた日本は、1909年に遠洋漁業奨励法を改正し海獣猟業をそこから外したが、猟虎臘腦臍猟法はまだ生きていた。

第7章では、日本の海洋進出を受けて1911年に日英米露の間でオットセイ保護条約が形成されていく過程が描かれる。日本にとり、猟虎臘腦臍猟法を廃し本条約を締結することは、海獣猟業に基づく海洋進出の手段を放棄するに等しく苦渋の決断だったが、これにより当該地域におけるラッコ・オットセイ猟業をめぐる国際競争に終止符が打たれた。最後には補章も付され、海獣保護の国際的枠組みにとり先住民は、全時代を通し、海獣の濫獲を防止するために規制する一要素に過ぎなかったとされる。

以上を踏まえた結論では、明治期日本の北方海域における海洋進出の意義が指摘される。1867年から続いたラッコ・オットセイ毛皮をめぐる日露米英四カ国の対立構造は1911年のオットセイ保護条約をもって世界史上初の生物保護の国際的枠組みへと変化した。その過程で日本は、海獣保護の国際環境へ配慮しながらも、他方では猟業奨励に基づく海洋進出を推し進めていくというダブルスタンダードの対処をしていたという。すなわち、両者は矛盾する関係にあるとはいえ、経済活動のために海洋進出する一方で、国家の利権を守るために海洋防御するという両義性を帯びていた。これらから著者は、「明治期日本にとって北方海域への海洋進出は、外貨獲得をしつつ領域主権（漁業権・猟業権）の防衛を兼ね備えた空間を構築するための試みであった」と結論付ける。

## 2. 本書の意義

以上の内容の本書には、問題意識も明確であるし、オリジナル性が紛れもなくあり評価されるべきである。従来、地域史や漁業史に収斂しがちのテーマに関し、日本外交史から外務省や農商務省、開拓使などの複数のアクターに目配りした分析を進め、世界史としても日露の二国間関係史にとどまらず多国間関係の中で考えている点が重要である。近年、明治初期の日本外交史に関しては評者も含め多国間関係の中で考える試みが盛んになってきているが、漁業史にも本格的にそのアプローチを適用するというのは初めての試みであり、日本外交史に漁業のテーマがよりグローバルに位置づけられた画期的作品である。

また、陸上国境の問題ではなく領海問題に焦点を当てているのは希少でありオリジナル性に富む。「北方海域」を舞台に日米露の間でパワーゲームが繰り返されている様相がよく分かる。それと関連して、国際法との関係にも留意しながら検討を深める姿勢は大変素晴らしいし、一部では他地域との関係性にも言及されており視野の広さを感じさせる。本テーマは日本近現代史では見落とされてきた地域の歴史であるし、その観点からすると、「北方海域」での漁業紛争に伴う諸問題が条約改正史という文脈の盲点にもなっているという指摘は当該分野にとり示唆的である。領事裁判権問題の対象として一般的に扱われてきた事例とは異なるジャンルの具体例を紹介したと言えよう。

また、日本史研究の盲点になっているロシア語二次文献を精力的に渉猟し、自身の研究内容に活

かそうとする姿勢も大変果敢であるし、その壮大なストーリー構築とともにグローバルヒストリーとしても重要な成果を提示することができたと言える。国際政治学で言うところの一種の国際レジーム形成の初期の事例をとりあげたとも言える本テーマは、二国間交渉史ではなく多国間外交に参入していく明治期の日本外交の一側面に焦点をあてるものとしても大変貴重な成果である。

### 3. 本書の課題

#### (1) 基礎的理解に関する疑問

しかし、せっかくの力作なのであるから、もう少しだけ落ち着き、地に足をつけながら本テーマと向き合って欲しかったのもまた事実である。細々とした誤植が多いことも目につくが、本稿では本質的な問題に絡む誤りに絞って指摘する。まず、表紙の錦絵「大日本物産図絵 千島国海獺採之図」の解説だが、原図にある説明書きの「土人」からそのままアイヌだとするが、装束や船（バイダルカ）の特徴を見るに正しくはアレウト族である（アレウトはロシア領時代にアラスカから連れてこられた先住民）。また、作品中に描かれる海獣に関して原図の説明文（表紙からは切れている）のまま「海獺（ラッコ）」とするが、絵自体をよく見るとこれは明らかにアザラシの形状であり、もう少し北方海域の海獣自体への理解を深めながら、一つ一つの史料を丁寧に批判的に読むべきであろう。そもそもこの錦絵は、単なるイメージ画でしかないことにも留意するべきである。また、凡例では露暦と西暦のずれが19世紀では13日ずれ、20世紀では12日ずれ、と説明されるが正しくは逆である。日露関係史を双方の視点から考察する場合、日付の照合がずれると、内容の記述でも問題をきたしかねないので今後は細心の注意を払うべきである。

次に、内容面に関し、53頁では1876年の日本の密猟対策法令を「日本初の国際法に立脚した国内法」と評価するが、これは果たして本当だろうか。例えば、本テーマに関わる法令だと、日本の領海を砲弾到達距離と定めた1870年の太政官令なども（著者自身も22頁に書いているが）、領海自体が国際法の概念でありその解釈も当時の国際的慣習に沿っている以上、著者の定義する「国際法に立脚した国内法」の分類に含まれるように思われる。また、この「日本帝国ノ所轄タル北海道及ヒ其近傍諸島沿海諸猟規則」についても、1876年1月7日付の黒田宛吉田清成書簡をもって密猟対策法令強化の「発端」とし、黒田から外務省に法令制定を促したとする（49頁）。その史料的根拠も不明だが、そもそも既にこれより前の1875年11月22日付寺島宗則宛榎本武揚書簡（『日本外交文書』第8巻、295頁）にも法令制定の意見具申が出ていることなども踏まえながら評価すべきと思われる、このあたりももう少し慎重に歴史的評価を下すことが望まれる。

また、千島列島をめぐる日露関係史として考える場合、密猟問題に見られる英米との間接的な関係も重要なが、樺太千島交換条約後の日露関係自体に生じた直接的な変化にも目を向けて深掘りするとより良かったように思われる。例えば、82頁に「許可制猟業の根拠法となった太政官布告第十六号や勅令第八十号は、領事裁判権に阻害されて、外国人には適用できなかった」という記述があるように、本書では外国人が一緒に扱われているが、樺太千島交換条約第五款では千島列島におけるロシアの領事裁判権が撤廃されており、領海内で猟をするロシア人が問題を起こした時には理論的には属地主義が適用されるはずである。ただし、法的には条約附録第一條により千島残留のロシア人のみに猟業の権利が残されるはずだったが、実際に千島に残ったロシア人はいなかった。また、日本人に認められたオホーツク海猟業にも同じ事が言えるが、密約とも言うべき「黙許」によりロシア人全般に千島沿海でのラッコ猟が許されていた可能性がある。実際、条文化することにより最恵国待遇の発動を招き第三国にも同じ権利を与える事態になることを回避すべく、日露間で

黙許の約束が交わされた形跡がある（『日本外交文書』第8巻、253頁、『日本外交文書』第11巻、64～65頁）。このように本テーマを掘り下げると、領事裁判権だけでなく最恵国待遇の問題との関係も浮き彫りにすることができたはずである。

## (2) 研究史の中での位置付け

そして、歴史学ならば理論との対話を意識するよりもむしろ、日本史や日露関係史で本問題がどう扱われてきたか、をもう少し序章で大きく取り扱った上でそれらと正面から向き合うほうが良かったのではないかと。すなわち、先行研究整理では、まずは北太平洋におけるラッコ猟の歴史に関する通史的研究（Ravalli 2018）や明治期の漁業史（二野瓶 1981）に対する理解を示すことのほうが重要であろう。その上で、日露関係史を樺太や千島の視点から通観した秋月俊幸氏（秋月 1995、2014）、ロシア史から北洋漁業史を描いた神長英輔氏（神長 2014）、さらに荻野富士夫氏（荻野 2016）、麓慎一氏（麓 2012、2017、2022 など）や山本敬洋氏（Yamamoto 2015、2023）ら日本史研究者が描いてきた北方史や海洋史に関する個々の歴史像を自分なりにどう把握し、それらと正面から向きあいながら本研究をどう位置づけるかを提示すべきである（もちろん、個々の具体的な箇所ではそれらの研究を適宜引用している）。前述のように日本外交史に北方の漁業問題を本格的に位置付けた点が紛れもなく大きなオリジナルなわけであるから、それをきっちり明記して先学との対比を打ち出すべきであったようにと思われる。また、本書のポイントの一つである国際法との関係に関しても、武山眞行氏（武山 2022）や島田征夫氏（島田 2013）ら明治政府の国際法受容に関する一連の先行研究を体系的に整理し、その中で海洋法の受容がどうだったのかを示しながらオリジナルを打ち出す方がより良かったように思われる。

一方、ロシア側の研究に目を向けると、漁業史の最重要文献である O.И. マンドリンク氏の研究などが積極的に使われるなど（Мандрик 1994）、国内にしながらも本当によく調査・収集の努力がなされていることに感心する。ただ、国内調査だけではどうしても収集しきれないのは仕方ないが、ロシアでは書籍化に至らなかった博士論文でも個々の分野で必読文献になりうる重要なものも多い。その中には、今回のテーマに直結してくるアメリカのオホーツク海への海洋進出をテーマに書かれたものもあるので（Макачук 2004 など）、将来的にはこれらも通読していくと著者の研究にますます厚みが出るだろう。

## (3) 学術的立ち位置と史資料

タイトルにも絡む問題として、冒頭で著者は従来の「北洋」や「北太平洋」は日本視点が強い呼称でありロシアやアメリカの視点を見落とす恐れがあるから、「北方海域」という用語を用いるとするがその理由付けにはやや違和感がある。たしかに、「北洋」という言葉が曖昧であり定義が必要であることは理解するが、「北」という以上は結局日本目線の呼称に変わりなく、従前の「北洋」を再定義しているに過ぎないからである。

おそらくこの問題の本質は、本書の枠組みを無理に「国際政治史」に落とし込もうとしている点にあると思われる。たしかに、本書は国際政治の文脈を踏まえた日本史（日本外交史）としては成功しているように感じるが、国際政治史としての評価を正面から仰ごうとするのであれば必ずしも十分とは言えない。もし、国際政治史の枠組みなら、本テーマ全体の位置付けに関しても、日本のみならず、関係各国の動向や相互関係への影響、また国際レジームの形成などに関しても少し本格的な考察が及ぶべきである。例えば、互いに複雑な利害を有する諸列強が、想定外に勢いに乗り

始めた日本に対し、最終的にはオットセイ保護条約を締結させ封じ込めることができた国際的原因も知りたいところである。また、著者は分析手法の一つとして、英語やロシア語の史料の利用を強調し、一見するとマルチ・アーカイヴエルの手法を採り入れたかのような印象を読者に与えるが、それらはあくまで国内で入手できる一部の刊行史料に留まることには注意が必要である。たしかに、明治期に関する日本やアメリカの外交文書はかなりの部分が活字化されており大体の流れを把握できるが、イギリスやロシアについては殆どない（著者が使うクラスヌイ・アルヒーフも一部限りの所収であるし、日清戦争以前の対日関係文書はそもそも扱っていない）。さらに、イギリスの史料は国内機関でも未刊行の外交文書や海軍文書を網羅的に見ることができるとは思われるが、そのような作業に関してもかなり断片的な印象が強い。また、日米露関係を軸とする「国際政治史」を謳うのであれば、海軍文書なども含めアメリカの一次史料に関して現地調査すべきだったように思われる。

つまり著者が主張すべき重要な学術的貢献は、活字化されているほんの一部の断片的な一次史料の多様性ではなく、あくまで日本史研究の業界ではあまり使われてこなかった海外の二次文献を国内で集められる限りの範囲でしっかり組み込んだことである。この点に関してはもう少し正確かつ抑制的に意義付けし、枠組みも中身も国際政治を踏まえた日本史としての立ち位置をぶれさせない方が良かった。もしそのようになっていれば、むしろ評者の指摘の方が無い物ねだりになっていたはずであり実に惜しまれる。

#### 4. 今後への期待

このように問題点が所々にあるとはいえ、振り返れば著者が博士論文を書いていた時期は、コロナ禍、そして戦争の勃発と完全に被っていた。そのことは「あとがき」にも書かれているとおりであり、ロシアへの出張がかなわず国内でできる範囲のことをするしかなく、今でもこの状況が続いている。このように先行き不明な現在の条件下で本作を迅速に完結させるなら、英米はともかく、少なくともロシア側の動向把握に関してはこれ以上のレベルを求めることが困難なもの事実であり、博士論文提出後そのまますぐ出版された作品としては出色の出来栄であると評したい。何より本書により、諸列強が入り乱れる国際関係の中で明治日本が漁業面に影響力を拡大していく道程を描くダイナミックなストーリーの枠組みを新たに提示できたことは、日本史・ロシア史に限らず、当該分野全体に大きな刺激を与えるだろう。全体的にややざっくりとした叙述とはいえ、このように長い時期を対象に大きな時代像を提示しきった本書が、今後の当該分野における必読の文献になることは間違いない。また本書からは、その後の展望に関しても時代的には大正昭和へ、そして地域的に南方へと広がりがありえることが窺え、今後、国際情勢が回復した暁には著者の研究が「国際政治史」としてもさらなる発展があることを期待したい。

#### 参考文献

- 秋月俊幸『日露関係とサハリン島—幕末明治初年の領土問題』筑摩書房、1995年。  
 秋月俊幸『千島列島をめぐる日本とロシア』北海道大学出版会、2014年。  
 荻野富士夫『北洋漁業と海軍—「沈黙ノ威圧」と「国益」をめぐる—』校倉書房、2016年。  
 外務省編『日本外交文書』第8巻、巖南堂書店、1995年。  
 外務省編『日本外交文書』第11巻、巖南堂書店、1995年。  
 神長英輔『「北洋」の誕生—場と人と物語—』成文社、2014年。  
 島田征夫『開国後日本が受け入れた国際法—19世紀における慣習国際法の研究—』成文堂、2013年。

武山眞行「一九世紀千島ラッコ猟問題と日本の海洋政策転換—国際法と国内法の交錯」『日本海洋政策学会誌』第12号、2022年。

武山眞行「開拓使期の千島ラッコ猟と取締法規」『法学新報』第128巻第10号、2022年。

二野瓶徳夫『明治漁業開拓史』平凡社、1981年。

麓慎一「確定される『国境』と地域」荒野泰典ほか編『近代化する日本（日本の対外関係7）』吉川弘文館、2012年。

麓慎一「ロシアの環太平洋政策と日本」『歴史と地理』第710号、2017年。

麓慎一『一九世紀後半における国際関係の変容と国境の形成—琉球・樺太・千島・「竹島」・小笠原』山川出版社、2023年。

Ravalli, Richard, *Sea otters: A history*, Nebraska University Press, 2018.

Yamamoto, Takahiro. *Balance of Favour: The emergence of territorial boundaries around Japan, 1861–1875*. A thesis submitted to the Department of International History of the London School of Economics for the degree of Doctor of Philosophy, London, September 2015.

Yamamoto, Takahiro. *Demarcating Japan, Imperialism, Islanders, and Mobility, 1855–1884*, Harvard University Press, 2023.

Макарчук, О.И. Экономическая экспансия США на российском Дальнем Востоке в 1868–1890-е гг.: дис. кандидат исторических наук. 2004.

Мандрик, А.Т. История рыбной промышленности российского Дальнего Востока. (50-е годы XVII в. – 20-е годы XX в.). Владивосток. 1994.